

記入例

令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施していない場合

様式第3号（第10条関係）（薬局）

黄色セル部分について入力してください。
その他は計算式が入力されています。

紙で提出される場合は、関連する箇所すべてを記入してください。

薬局分賃上げ支援事業 実績報告書
（賃金改善報告書）

返還額が「0円」でない場合は、県が発行する納付書により返還を行う必要があります。

開設者：

薬局の名称：

令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準の維持・拡大

令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出

株式会社〇〇	①：賃金改善の総額	150,000円
〇〇薬局	②：賃上げ支援事業の支給（申請）額	145,000円
	③：①-②の判定	〇
	④：①-②：返還額（千円未満切り捨て）	0円
交付確定額		145,000円

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額					
対象職員の賃金改善実績の有無（右欄に○・×を記載）							〇	対象職員の賃金改善実績の有無（右欄に○・×を記載）				
賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準が支給額以上 (自動判定)	1名あたり平均額（月額）	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または一時金支給額	③月数	賃金改善の総額	
賃上げ（ベースアップ分）（①対象人数×②月額×③月数）÷①対象人数	5人	5,000円	2月	5,000円	○	5,000円	賃上げ（ベースアップ分）（①対象人数×②月額×③月数）	5人	5,000円	2月	50,000円	
特別手当（（①対象人数×②月額×③月数）÷①対象人数）					○	0円	特別手当（①対象人数×②月額×③月数）	0人	0円	0月	0円	
一時金（（①対象人数×②支給額）÷①対象人数）	5人	20,000円	4月分	5,000円	○	5,000円	一時金（①対象人数×②支給額）	5人	20,000円	4月分	100,000円	
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分（別紙にて算定）				0円	○	0円	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分（別紙にて算定）				0円	

令和8年6月以降のベースアップ評価料分のベースアップ額を入力してください。

法定福利費の事業主負担分の増額分も含めて記載してください。

「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。常勤の職員の常勤換算数は1としてください。
常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）としてください。

給付金を活用した令和7年12月から令和8年5月までの間の賃金改善の実績の有無（○・×）を記載してください。

自動判定となっております。×であってもただちに返還とはなりません。

（参考）国Q&A

23実施要綱には「原則として、（中略）令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

（答）

○ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。